

議案第54号

西脇市立西脇病院の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

西脇市立西脇病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年8月31日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

一般社団法人日本神経学会において標榜診療科名の「神経内科」が「脳神経内科」に変更されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市立西脇病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西脇市立西脇病院の設置等に関する条例（平成17年西脇市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

(3) 脳神経内科

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。